

☆☆

！！九段会計通信！！

☆☆

◇九段会計通信 Vol.95 のコンテンツ◇

- こんなときどうなる？身近な税務トピック
 - 減価償却資産の減価償却について
- 東京経営者大学のご案内！
- 労務情報
- 編集後記

こんにちは！代表の高木です。

最近、日傘をさしている人を見かけるようになりました。
しかしもうすぐ雨傘が手放せない時期になります。

じめじめとした天気が気持ちを憂鬱にさせますが、
そんな気持ちを吹き飛ばす勢いで今月も頑張っていきます！

それでは今月のメルマガをお送り致します。

宜しく願い致します！

代表・税理士 高木 功治

■こんなときどうなる？身近な税務トピック

▽ |-----|

～減価償却資産の減価償却について～

建物や機械装置など、金額の大きい資産（減価償却資産）を購入した場合、
会計上、払った金額が一時に経費（損金）に算入されず、
固定資産として計上される事になります。
固定資産に計上された減価償却資産の取得価額については、
国税庁から公表されている耐用年数に応じて減価償却を行い、
毎年の損金に算入される事になります。

ところで、減価償却はいつから開始されるのでしょうか？
実は、買った日からではありません。使い始めた日からになります。
今回は、減価償却の開始についてご説明致します。

1. 減価償却の開始

法人税法施行令第59条により、年度の途中で取得した減価償却資産について、減価償却費として損金の額に算入できる金額は、その減価償却資産を事業の用に供した日から、その事業年度終了の日までの期間に対応するとあります。

すなわち、減価償却資産の減価償却費の計算は、その資産を事業の用に供した日からとなります。

パソコンなどの備品では、店頭で買った日と使い始めた日は、そう、タイムラグはないだろうとは思いますが、

しかし工場で使う機械や、車などは納入を伴うものであるため、お金を払ってから実際に稼働するまで、又は稼働出来る状況になるまでに、一定のタイムラグがあるケースが多いです。

例えば、3月決算の法人で3月中に機械を買って設置したにも関わらず、実際に稼働し始めたのが4月に入ってから以降の場合、その機械を買った年度にその機械の減価償却費を計上する事は出来ません。

2. 少額減価償却資産との関係

10万円未満の減価償却資産及び中小企業者等に該当する法人が取得した30万円未満の減価償却資産については、一時に損金に落とす事が出来るという規定があります。ここでも、経費（損金）として計上出来る事業年度は、事業の用に供した日の属する事業年度になります。ですので、期末にパソコンを買っておいて、期が開けてから箱から出して配線や設定などをした場合には、翌期の経費になってしまいますので、ご注意ください。

3. 消費税との関係

取得した資産について消費税を計算する場合の計算基準は、引渡基準になります。そのため、減価償却資産について、事業の用に供しているか供していないかに関わらず、その法人のものとして減価償却資産を取得していた場合、その減価償却資産に関する消費税については、課税仕入れとして消費税の計算上、マイナスする事が出来ます。

4. 豊洲問題

余談ではありますが、豊洲問題について国税庁から取り扱いが公表されました。豊洲に移転するために、新市場へ設置した固定資産については、減価償却又は評価損の対象として、損金の額に算入できるとの事です。

通常の考え方ですと、豊洲市場はまだ開始していないので、事業の用に供していないと言えるかもしれませんが、冷蔵庫等に通電をして、機能を発揮していた場合、事業の用に供していると認められると、国税庁は発表しています。また、通電等をしていなくとも、評価損の対象になり、一定額を損金の額に算入する事が出来るとの事です。

政策的な理由が多分にありそうですが、豊洲問題についてのみ定められた特例というわけではないため、今後の減価償却の計算上、納税者にとって有利な事例になりそうです。

ご質問等不明な点がございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 山岡 至

┌───┐ 〰️ ■東京経営者大学のご案内！



東京経営者大学（後継経営者、幹部育成講座）第5期生が開講しました。

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきた

コンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために

提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、

それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、

経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、

顧問させていただいている私たちの立場から、

継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、

短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、

今後お互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、

新たなビジネスチャンスを掴んだ方も多くいらっしゃいます！

ご興味のある方は、見学が出来ますので、

各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：塩田 俊彦・武井 愛実

〆 ■ 労務情報



労働保険の年度更新の時期がやってまいりました。

平成29年度の概算保険料について雇用保険料率が変わりました。

一般の事業の場合、

本人負担分は3 / 1, 000、

事業主負担が6・1, 000、

合計9 / 1, 000となります。

去年より少し下がっていますのでご注意ください。

※給与計算も今年の4月から変更になっていますのでご注意ください。

申告・納付期限は7月10日（月）です。

口座振替もできますので、まだ設定していない事業者様はぜひご検討ください。

〆 ■ 編集後記



最近はどの業種も人手不足の声を聞きますが、
なんと4月の有効求人倍率はバブル期を超えたとニュースになっていました。

最低賃金も年々上がり、採用コストも上がり、人手不足の中、
過重労働防止のため残業もしないようにしなければならない・・・
今までのビジネスモデルでは厳しい事業者様も多いのではないのでしょうか。

私たち会計業界も同じです。
少しでも人手不足を解消しようと、頑張ってITを駆使しはじめました。

祖母が若い時は洗濯機や炊飯器などの家電が全くなく、
家事が本当に大変だったと聞きましたが、それに比べると今は楽ちん！
仕事もそうなればいいのですが・・・

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！

フォローミー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook 始めました！

「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！

「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！ 現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。
その中でお客様を紹介するページを設けました。

御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、

是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MA S(マス)」。
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も
対象にお送りしております。

配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。

なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら

各担当者又は下記連絡先までお願い致します。

info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-3-1 滝ビル3F

TEL 03-3222-5271

FAX 03-3222-5270

URL <http://www.kudan-tax.jp/>

Mail info@kudan-tax.jp